平成２６年（フ）第１７１７号
札幌市西区二十四軒４条４丁目９番11―306号
債務者　豊島富士夫
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７３号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目６番14―305号
債務者　大西　良子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７９号
北海道石狩市花川東１条２丁目54番地
債務者　浅水さゆり
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８９号
札幌市東区苗穂町３丁目１番５―802号
債務者　吉田智恵美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９７号
札幌市南区南34条西８丁目１番19号　リラハイツ203号
債務者　清水イズル
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０４号
北海道江別市萌えぎ野西９番地の13　Ｃ―２
債務者　成田　伸生
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０５号
北海道江別市萌えぎ野西９番地の13　Ｃ―２
債務者　成田　　彩（旧姓佐藤・武田）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３５号
札幌市西区宮の沢１条３丁目４番１号　コーポ新道第１―101号
債務者　河崎のり子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７６号
札幌市南区川沿６条２丁目２番５―403号
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９４号
札幌市中央区南２条西９丁目１番地１　プライムメゾン南２条1204号
債務者　飯村　直久
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０６号
札幌市白石区北郷９条３丁目13番17号　コーポエンゼル201号
債務者　中川あさ子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３７号
北海道江別市大麻ひかり町34番地の10　江別大麻レモンハイツⅡ202号
債務者　木浪　正勝
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６９号
札幌市豊平区豊平５条10丁目２番28―102号
債務者　佐竹明未生
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７１号
札幌市厚別区青葉町11丁目７番17号　コーポラス桧101号
債務者　三好　邦弘
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９８号
札幌市北区屯田６条５丁目１番９号
債務者　関野　千尋
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４９号
札幌市東区伏古８条４丁目７番11―302号
債務者　渡邉　愛子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８０号
群馬県前橋市茂木町215番地10　天神台パレスⅡ101号
債務者　井上　良子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係